明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一）　三
〔告　示〕
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産三七）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同三八）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○厚生労働省令第一号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。